

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年12月3日（火）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 平 木 正 洋（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 今 泉 裕 登（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 横 田 希代子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 中 山 一 郎（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 大 原 義 宏（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 工 藤 杏 平（第一東京弁護士会所属）
弁護士 中 野 大 仁（第二東京弁護士会所属）
弁護士 荒 木 誠 司（東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます東京地裁刑事16部の裁判官の平木正洋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、裁判員裁判の審理の分かりやすさをテーマに裁判員経験者の方々から御意見、御感想を伺いたいと思っております。

裁判員経験者の方々のアンケートの結果によりますと、審理が分かりやすかったと回答される方の割合が年々低下しているように見受けられます。本日は8名の裁判員経験者の方々にお集まりいただきましたが、皆さん全員否認事件を経験した方々でございます。その皆様方に審理が分かりやすかったかどうかについて御意見、御指摘を伺いまして、改善すべき点があれば、裁判所、検察庁、弁護士さんで更に検討を進めて、よりよい裁判員裁判を目指

したいと思っておるところでございます。

本日は、各論といたしましては、まず最初に冒頭陳述が分かりやすかったかどうか、次に論告、弁論が分かりやすかったかどうかを扱いたいと思います。手続の順序からすると論告、弁論は最後なのですが、両当事者の主張という点では冒頭陳述と似ておるところが多いかなと思ひまして、冒頭陳述の次に論告、弁論を扱わせていただくということにしております。その次に、証拠調べが分かりやすかったかどうかということで2点、1つ目が検察官の証拠書類の取調べが分かりやすかったかどうか。これは、モニター画面に映し出される画像と、それから検察官の言葉による説明と、これが分かりやすかったかどうかということに重点を置いて御意見を伺えればと思っております。もう一つは人証ですね、証人尋問、被告人質問が分かりやすかったのかどうかという点であります。最後に、裁判官の手続等に対する説明が分かりやすかったかどうかを伺いたいと思っております。

また、本日お集まりの経験者の方々に、裁判員制度についてもっとこうしたほうがいいんじゃないかというような御意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、最後に、思うところを述べていただく機会も設けたいと思っております。よろしく願いいたします。

最初に、私から8名の皆様方がどういう事件を担当されたのかを簡単に御紹介申し上げます。

まず、1番の方が担当されたのは、強制わいせつ致傷と邸宅侵入の事件で、選任手続と判決宣告期日を除いた審理期間が1日半の事件でした。事案の概要は、強制わいせつ致傷については、夜間、住宅街の路上で見ず知らずの女性を背後から襲い、わいせつ行為に及び、その際女性を負傷させたというものであります。邸宅侵入事件は、深夜にアパートの2階の通路に正当な理由なく侵入したというもので、争点は裁判員裁判対象事件ではない邸宅侵入事件のほうで、立入りに正当な理由があるかどうかの問題になりました。被告

人は正当な理由があると誤信していたという主張がなされた事案でございました。判決書を見ますと、邸宅侵入罪の成立が認められております。

次に、2番さんの担当された事件ですが、麻薬特例法違反の事件でして、被告人は外国人、審理期間は2日半であります。一罪なのですがけれども、事件は3つありまして、1つ目は、共犯者らと共謀の上、営利の目的で覚せい剤を11回にわたり譲渡するとともに、薬物犯罪を犯す意思を持って規制薬物として譲り渡す行為を併せてしたものです。2つ目は、共犯者らと共謀の上、営利の目的で被告人方で覚せい剤、大麻、コカインを所持したものです。3つ目は、共犯者らと共謀の上、営利の目的で共犯者方で覚せい剤、大麻、コカインを所持したものです。こういう麻薬特例法違反の事案です。争点はかなり複雑でして、3つの事件に分けて言いますと、一番最初の個別譲渡の事件は、個別譲渡11件のうち最後の2件についてはもう共謀が解消されていたので共謀は成立しないという主張がなされておりました。それから、営利目的はあるんだけど自分の利益を図る目的がなかったという情状の主張もなされております。二つ目については、被告人方における所持ですが、いろいろなものを持っていたとされているのですが、覚せい剤を含む結晶の約79グラムについては、覚せい剤使用の効果を消す薬であると認識していたので覚せい剤所持の認識はないと、こういう主張がなされています。それから、そのような薬物については自己使用目的だったとの主張があったようです。3つ目の事件では、共犯者の家での所持なのですが、これは共謀が解消された後のものなので共謀がないという主張がなされていたようでございます。

次に3番さんの事件ですが、共犯事件で殺人未遂と殺人未遂幫助の事件で、暴力団の事件でありました。殺人未遂事件の被告人が組長でして、組長が別の組の組員の態度に腹を立てて、配下の相被告人に刀を準備させた上、殺意をもって別の組の組員の周辺者である被害者の頭部等を切りつけて重症を負わせたという暴力団組員同士の事件です。争点は、組長については、殺意の

有無ということと正当防衛が成立するかどうかでした。

それから、4番さんの事件は、これも暴力団の事件、殺人事件です。暴力団組長が配下の組員に指示命令して、不動産絡みのもめごとがあったんでしょうか、一般人の方を殺害したという殺人事件です。争点は共謀の有無ということでした。

次に、5番さんの担当された事件ですが、営利目的で覚せい剤を持っていたという事件と、営利目的で覚せい剤を製造したという事件で、審理期間が7日間です。被告人が2人の事件で、夫婦なのですが、共謀の上、営利の目的で、不純物の多い覚せい剤にアセトンを加え、ろ過して不純物を除去し、純度の高い覚せい剤512グラムを製造するとともに、製造された覚せい剤と、それ以外の製造途中の覚せい剤45グラムの合計557グラムの覚せい剤を所持したと、こういう製造、所持の事案であります。争点は、被告人両名いずれも製造もしていないし所持もしていないという主張をしていましたので、犯人性の問題、それから共謀の有無、営利目的の有無などが全面的に争われたようです。ちなみに、製造の点については、そのときその場所で作られた覚せい剤とは言えないんじゃないかということで一部無罪となっております。

それから、6番さんですが、6番さんの担当された事件は、営利の目的で覚せい剤とMDMAを輸入したというのがメインの事件でして、審理期間は3日半でした。氏名不詳者と共謀の上、営利の目的で覚せい剤2000グラム以上とMDMA2600グラム以上をキャリーケースに入れて飛行機に乗って日本に輸入したということです。争点は、所持していた違法薬物が大麻樹脂であると被告人は確信していたので大麻輸入罪しか成立しないと、こういう弁解がなされ、被告人の弁解が認められるかが争点でした。

7番さんの事件はメインの事件が営利目的の覚せい剤輸入です。審理期間は2日半でした。氏名不詳者と共謀の上、営利の目的で重機、クレーン車だ

ったと思いますけど、クレーンの部品に隠された覚せい剤43キログラムを海上貨物として日本に輸入したというものです。争点は覚せい剤を輸入するとの認識の有無と共謀の有無ということでした。

それから、8番さんですが、8番さんの事件は住居侵入、強姦致傷、強盗事件、一つの事件でして、独り暮らしの女性宅にベランダの窓から侵入し暴行、脅迫して性交し負傷させた上、更にその女性を脅して現金等を奪ったというものです。審理期間は3日半の事件です。全面的に争われておりまして、部屋に入ることに同意があったかどうか、暴行、脅迫があったかどうか、性交について同意があったかどうか、現金等を奪ったかどうか、要するに構成要件のほぼ全部が争われているというような感じの事件でした。以上、簡単ですが、事案の概要を紹介させていただきました。

それでは、最初に本日経験者の方に御意見を伺いたいと思っているのは、検察官の冒頭陳述で言えば、検察官としてはこれからこういう立証をして、この事件というのはこういう事件だったんですよと、争点はこういうふうに考えてくださいねということプレゼンするものであり、弁護人の冒頭陳述であれば、弁護人としては証拠に基づけばこういったような事件だったんですよ、争点についてはこう考えてくださいねということで、裁判員の皆さんがこれから証拠を見聞きする上で、ポイントがどこにあるのかということ念頭に置きながら証拠を見聞きすることができるようにするための極めて重要な手続ではあるんです。他方、第1回公判期日の最初のほうに行われるものですから、ちょっと緊張されて頭が真っ白でよく頭に入らないというようなこともあろうかと思うのです。そういう感想もよくございます。そこで、冒頭陳述というのがこういう趣旨で行われるんだとか、冒頭陳述はこういう位置付けなんだなというようなことを理解した上で聞くことができたかどうかということについて、まず御意見、御感想を伺わせていただければと思います。皆様いかがでしょうか。

1 番

7月にこの裁判に参加したんですけれども、印象としては説明はとても分かりやすかったですし、紙の説明書もあって、その上で丁寧に裁判官の方、検察の方、弁護士の方も説明していただいたので、とても分かりやすかったと思っています。

司会者

冒頭陳述というのが、これから証拠を見聞きする上でこういった位置付けの書面なんだ、そういったプレゼンなんだというような性質とか位置付けについての理解はどうでしたか。事前に裁判官から説明があったのでしょうか。

1 番

はい。法廷に行く前に説明していただいたと思います。それでよく聞こうと思ひまして、聞いたと思います。

司会者

検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述は、その後、審理が進んだときに、どのように利用されたのか、あるいは、されなかったのかという点はどうでしょうか。例えば、証人の話を聞いているときに、冒頭陳述の時系列とか、争点はここなので証人尋問を聞くときにはこのポイントが重要なのかなと冒頭陳述を見ながら聞くとか、というようなことですが、そのあたりはどうですか。

1 番

はっきりとここがこうというのは覚えていないんですけども、証拠とかが重要で、ちゃんとモニターとかを見ながら聞かなきゃ、見なきゃみたいなことで、真剣に聞いていたような記憶があります。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述が終わった段階で、自分はこれを判断するため

に来たんだなというような，裁判員としてここが重要なんだというような争点とかポイントというのは理解することはできましたでしょうか。

1 番

はい。私が担当した事件は2つあって，強制わいせつのほうは，検察の方も弁護の方も折り合いがついているみたいなので，争うほうは邸宅侵入のほうなので，そちらを集中的に聞いていました。

司会者

ありがとうございました。2番さんはどんな感じですか。

2 番

最初に説明があったのが，これは，検察側と弁護側のPR合戦である。なのでそこについてはお互いの主張なので，これから取調べをするのでフラットに聞いてほしいということがありました。

司会者

裁判官からの説明ですかね。

2 番

そうです。それで聞いていったときに，やはり分かりづらいんですね。裁判を傍聴したことが昔あって，そのときの流れを知っていたので，こういうものかと感じたものはあったんですけども，やはり難しい言葉が出てくるので，控室に引き上げてきたときには，頭が真っ白になったとか，よく分からないとか，そういう意見が出ていました。

司会者

その分かりにくかった原因は，専門用語というふうに今おっしゃいましたが，麻薬特例法の事件で，専門用語としては，どのあたりが難しかったですか。

2 番

皆さんからすれば専門用語ではないのかもしれませんが，起訴状と

かが呪文のようにしか思えず、こういう言葉を日頃使っているわけではないので、それを読み解くところもとても苦勞した部分です。

司会者

この事件では事件の数、関係者が多いというのも何か影響していますか。

2番

確かにおっしゃるとおり、争点になったところが多かったですね。そういった意味で、どこを聞けばいいのか、冒頭陳述が始まる前にこの辺が争われますということが裁判長から話があつて、僕らもそこを意識して聞いて、戻ってきた後もその整理をもう一度行うという形でやりました。

司会者

検察官の冒頭陳述は、言葉での説明のほかにA4の1枚紙が配られて、それを見ながらの冒頭陳述だったと思うんですけど、そのA4の1枚紙について、ここが分かりにくいとか、ここはもっとこうだったらよかったのにな、というような御指摘はございますか。

2番

検察側から出てきた資料が、A4で1枚だったんですけども、密に図表だとかが入っていたので、それをもちろん読み解かないといけないんですけども、それをぱっと見て何が言いたいのかというところはなかなか取りづらいなと思ったことがあります。一方の弁護側のほうは箇条書きで実にさっぱりしたものだったんですね。そちらも、そのときは、何が言いたいんだろうなという印象でした。

司会者

検察官のほうはポンチ絵とかも交えてのかなり情報が詰まった1枚紙なのに対して、弁護人のほうは1枚紙に14行ぐらいのものなんですね。そうすると、検察官のほうも弁護人のほうもちょっと分かりにくかったという感じですか。

2 番

そうですね。もう少し工夫があるとより理解が早かったかなというところ
はあります。

司会者

そうすると、証拠調べが始まって証人尋問とかが行われたと思うんですけ
れども、そのときにはこの検察官と弁護人の冒頭陳述はあまり使わなかった
ということなのでしょうか。それとも、分かりにくかったとはいえ使いなが
ら証拠調べに臨んでいたのでしょうか。

2 番

そこは十分活用させていただいて、それぞれのものを読み解くということ
にも時間を割きましたし、時系列を追ってとか、もちろん起訴状に戻ってと
いうところを随分繰り返し、原点に立ち返るというんでしょうか、そういつ
た場面では随分活用させていただきました。

司会者

ありがとうございます。3 番さん、いかがでしょうか。

3 番

冒頭陳述が分かりやすかったかよりも、その場の雰囲気には圧倒された記憶
があります。裁判の一番最初ですから肝心なところなんですけれども、被告
の方や被害者の方等がいるところで、いきなり上から見おろすような雰
囲気に圧倒されてしまいました。裁判員は初めての経験ですよ。できれば簡
単なビデオでもいいですから、これから始まる冒頭陳述とはこういうふうな形
でやるというものを、5 分間でもいいですから見せていただいた上で臨めば、
もうちょっとよりよく対応できたのではないかなと思いました。

それと、私の事件の場合には被告も被害者も暴力団の組員でした。傍聴席
にもどうもそちらの関係と思われるような方が多数見えていたので、余計私
たちは緊張していたんじゃないかというふうに感じています。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述を聞いている段階では、落ちついて頭を整理して聞くという状況ではなかったというような感じでしたか。

3 番

もちろんそのように努めましたけれども、そのときの雰囲気ですね。特に私が経験した事件がそういう方たちがたくさん出席されていたということもあって、かなり緊張したなど。今でも裁判員裁判がきっかけで交際している方ともよく話をするんですけども、あのときは1日目は本当に緊張したねと。慣れてきたのは大体2日目ぐらいからでした。

司会者

やや慣れてきたというか落ちついてきてから証拠調べの途中で改めて検察官と弁護人の冒頭陳述をご覧になって、記載内容が分かりやすいとか分かりにくいとか、そのあたりはどうでしたか。

3 番

特にその辺のところは問題なかったと思います。検察の方もきっちり分かりやすいように説明していただきましたし、弁護士の方もそれに対しての反対意見をしっかりと論拠を立てて話されたので、その辺のここの理解はきちっとできたつもりです。

司会者

弁護人の冒頭陳述のところでは正当防衛が主張されていて、最高裁判例によればこうなんですというようなのが弁論にも記載されていて、我々法曹からしてもその最高裁判例というのは結構難しい判例で有名な判例なんですけれども、冒頭陳述で弁護人の最高裁判例についての説明というのは理解はしやすかったですか。

3 番

理解しやすかったです。

司会者

どうもありがとうございました。では、4番さんはいかがでしょう。

4番

冒頭陳述と論告，弁論なんですけれども，発言ですとか資料に関してはとても分かりやすかったと思います。ただ，私も暴力団の案件に携わったのですが，暴力団の世界というのが理解できていなかったもので，話を聞いても，ああ，こういうことだよねという想像ができないという意味で，話し方とか資料は分かりやすいんですけど，話している内容が最初よく理解できなくて戸惑ったのを覚えています。プレゼンテーションに関しては，資料が分かりやすかったのですけれども，逆にプレゼンテーションがすばらし過ぎて，特に弁護の方は役者さんかと思うようなプレゼンをされていて，すばらし過ぎてちょっとリアルな話ではないような印象を受けた覚えがあります。

それから公判の最後のほうで使ったかどうかというポイントなんですけれども，私は16日間の審理だったので結構長くて，どなたかがおっしゃっていたように，だんだんいろいろな話をするうちに何をポイントに話していたかというのがぶれがちだったので，やっぱりこちらでまとまったシートがあるというのは，立ち戻るという意味ではとても有意義だったと思います。裁判に携わる前は，私は本当に裁判に関して知識が全然なかったんですけれども，裁判はいろんなことを話した結果，判決を下すものかなという印象を持っていたので，逆に決められたポイントでしか判断をしないということを知ったのが新鮮でした。

司会者

決められたポイントというのは，基本的に当事者主義というのですかね，検察官の主張と弁護人の主張を中心に証拠に基づいて考えていくと，そういう御趣旨ですか。

4番

そうです。審理をしているうちに話が脱線していきがちではありますがけれども、争点に照らし合わせて、そこをディスカッションする意味があるかどうかも含めて、みんなでここに立ち戻るんですけど。

司会者

争点中心にということですかね。

4 番

はい。なので、日程も決まっているのでそうなるのはすごく理解できたのですがけれども、裁判がそういう仕組みでできているということ自体分かっていなかったのが新鮮でした。

司会者

それでは、5 番さんはいかがですか。

5 番

私の担当したのが3月で、かなり前なので記憶が本当にほとんど飛んでいるのですがけれども、分かりやすかったか分かりやすくなかったかというところ、全体的に分かりやすかったと記憶しています。内容が覚せい剤の製造というあまり例のないものだと聞いていて、まず最初にそれを説明されたような気がします。検察の方からの冒頭陳述に関しても表があって、それを見ながら話を聞いた覚えがあって、弁護士さんのほうからは紙があって、それを何か見ていたような気がします。表はなかったですね。表があるほうが分かりやすいようで、最近こういうのが流行ってますと裁判長さんが言っていました。なるほどと思った覚えがあります。

司会者

今5番さんが表のようとおっしゃったのは、検察官がよく冒頭陳述や論告で用いられているA3の1枚紙のものですね。

5 番

はい、そうです。

司会者

それに対して弁護人は、被告人が2人いますので、冒頭陳述も二通りあるのですが、いずれも文字が並んでいる普通の旧来型の冒頭陳述ということですね。

5番さん、もう随分昔の事件なので、分からない点はもう分からないと言っただけであればいいと思うんですけど、この事件で、ホテルを転々としているという日にちと場所の関係というのがちょっと分かりにくいのかなというところと、それから検察官の説明も弁護人の説明も、まずホテルで覚せい剤が出てきたんですよというところから説明があるんですけども、時間的な流れで言うと製造のほうが先なんですよというような説明になっていますよね。この時間や場所が交錯しているあたりは、理解はどうだったでしょうか。

5番

冒頭陳述では分からないままでした。全然分かりませんでした。検察側からの説明でも分からなかったし、弁護士側からの説明でも分からなかったです。評議室に戻って裁判長と裁判官の方から説明を聞いて、ああという。審理期間も7日間と長かったせいもあって、これを見ながらというのは確かに4番さんと同じで助かったなと思うんですが。こっちへ移動したり結局移動しなかったり、あっちへ移動したりというすごい動きが。

司会者

上野にいたり浅草にいたりとかね。

5番

はい。マンションの中でも、移った、移らない、やった、やらない、という話がすごく細かくて。まず最初にこれから始まったんですけど、その時点でこれを言われても流すしかなかった。そこが大事だというのはちょっと感じ取ることができなかったです。

司会者

そうすると、5番さんが最初に分かりやすかったというふうにおっしゃったのは、最終的に双方の紙とか主張とかを、後で裁判官からかみ砕いて説明してもらい、また証拠調べがだんだん進んで事件に対する理解が深まって、この紙を見返すと分かりやすかったと、そういう感じですかね。

5番

そうです。最後に、ああ、なるほどという感じ。最後、全部終わってどうだったかと言われたら、裁判自体は分かりやすかったというふうな答えになります。この冒頭陳述は全部読んで分かりましたかと言われると、クエスションではありました。

司会者

冒頭陳述というのは、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述を聞き終わった段階で、裁判員の皆さんとしては、こういうことの判断が自分たちには求められているんだというのが分からないと困ってしまうという手続ではあるのですけれども、そういう意味ではちょっと、ということですか。

5番

はい、そうです。

司会者

では、例えばこの検察官の冒頭陳述メモですね、これがこんなだったらよかったのにな、というのはありますか。

5番

どうなのでしょう。でも、とにかく本当にややこしく移動したりといったことがあったので、これはこれでしょうがないのかなという感じはします。トータルで分かればいいのかかと、ざっと分かればいいのかとという感じは当初していました。こんなものなんだろうと。

司会者

どうもありがとうございました。6番さんは冒頭陳述の点、いかがですか。

6番

私の事件の被告人はフランス人一人でした。最初から通訳が入って行われたのですが、そのために常に、ある文章があると必ず通訳が入って、かなり時間がかかったので、これは普通の審理の倍ぐらいの時間はかかるんじゃないかなと思いました。冒頭陳述の内容自体はある程度理解できたというのは、通訳の間にある程度その内容を咀嚼したり考えたりする時間があつたということで、そういう意味では、通訳が入ったということ自体についてはあまり問題なかったんですけど。

ただ、この通訳というのは、特にフランス語なんかですと、やはりなかなか日本人で理解できる人というのはそんなにたくさんいないと思うんですが、全てが通訳のとおりなんですよね。全部我々はそういうふうに理解しなきゃいかんといった場合に、もしできたら、その通訳人は、立派な人でこういう経験もある人ですよとか、そういう通訳の資質というか、そういうものも事前に知っておくと、我々その後の審理が非常に安心してできたんじゃないかなという感じがするんです。3日間か4日間お一人でずっとやっていたので大変だと思うし、私自身は非常に優秀な通訳だなというふうには思っておりますけれども、事前に、安心感のある通訳であるというのがわかればよかったかなというのが、冒頭陳述の内容とは別に感じたことです。

司会者

裁判所では、通訳人セミナーといった通訳人のレベルをアップさせるようないろいろな研修も行っておりまして、そういった点についても今後も充実させていけたらいいなと思っております。冒頭陳述という点では、そういう意味では内容は分かりやすかったということになるんですかね。

6番

ええ、内容は分かりやすくて。ゆっくりとして進みましたから、内容自体

は分かりやすかったです。何が争点になっているのかというのは、そこでまず分かりました。ですからそういう点では特に問題はありません。

司会者

その後、証拠調べが進んでいきますよね。証人尋問とかが行われたと思うんですけども、その際、冒頭陳述の紙なんかはどういうふうにご利用されたのでしょうか。

6 番

検察官の冒頭陳述要旨という表になったものがありますね。それと人間関係が非常に複雑なので、人物関係図というものがありますね。

司会者

弁護人側のですね。

6 番

ええ、そうです。そういうものを参考にしながら見ていったんですけども、やはりこれがないとなかなか全体的にはつかめないかなと思って、私はこの要旨という全体をまとめたものは非常によかったと思いますね。

司会者

関係者だけでも外国人が10人近く出ているんですね。

6 番

そうなんです。

司会者

それでは、7番さんは、いかがですか。

7 番

私にとっては、私なりに理解しやすかったです。と申しますのは、私は法曹界に身を置いた立場ではないので、最初から年齢的なものを含めて、自分の能力の範囲内で理解できることは理解し、自分の能力で判断できないことに関しては、それはもう無理だろうと最初からその辺のところを何となく一

応分けていましたので。ただ、時間が経つにつれていろんなものが理解できてきて、最終的には冒頭陳述というものがちゃんと理解できました。ただ、本当に最初からそれを自分自身も理解しなくちゃいけないんだと思うと、最初のときに裁判長にお話ししたんですけども、野球で例えれば草野球の選手が東京ドームでプロ野球の選手と試合するようなもので大丈夫なんですかと言ったら、いや、大丈夫ですという言葉をいただいたんで、それは、それじゃあもうとにかく自分の理解できる範囲内で理解するしかないということで、私なりには冒頭陳述は分かりやすかったと思います。

司会者

この事件も覚せい剤の密輸事件なので、関係者はかなり多いですね。

7番

はい。

司会者

そういった人間関係などは、冒頭陳述を聞き終わった段階で頭に入りましたでしょうか。

7番

いや、それは無理ですね。それはやはりそういうことに慣れていないわけではなから、そこまでは。イエスかノーかで言えばイエスのほうかもしれませんが、要するにグレーの部分というのはないはずですから、そういう点では、冒頭陳述だけで草野球の選手にプロ野球の選手並みにプレーしろということは無理だと思います。

司会者

人間関係がちょっと多くて、直ちには理解できなかった面もあったというお話だと思うのですが、争点は何なのかというあたりはどうでしたか。

7番

核心に関しては自分は理解したつもりです。

司会者

検察官の冒頭陳述は、人物相関図と事件の流れみたいなのをポンチ絵で描いていてというような構成になっているのですが、その後の証人尋問とかをお聞きになったときには、この冒頭陳述の紙というのは利用されたんですか。

7番

はい。もうこれなしにはできませんでした。

司会者

8番さんはいかがでしょう。

8番

私は法律関係の仕事に身を置いているので、刑事事件は初めてだったんですけれども、多分ほかの方とは大分違う状態で臨んだのかなと思っております。なので、私は2月だったのですが、冒頭陳述が何かということも分からないで臨んだということはなかったと思います。また、争点についても自分なりに考えて臨んでいたもので、争点についても分かったと思いますし、そもそも事件がシンプルで、強姦をやったと片方が言っていて、片方は、いや、同意があったと言っている事件なので、多分ほかの方も争点自体について分からなかったということはないかなと思います。

ただ、私の記憶として残っているのは、手続関係は簡単に説明を受けて裁判に臨んだとは思っているんですけれども、実際に裁判の事実認定というのをどういうふうに進めていけばいいのかというのは、私も民事しか考えたことがないので、刑事事件でどういうレベルでどういうふうを考えていけばいいのかというのが全く分からなくて、その点どういうふうを考えて臨めばいいんですかと裁判官にお聞きしたところ、やっているうちに分かるからと言われて、結論的に言うと、私自身はやっているうちに分かりました。ただ、法律関係に携わったことがない人たちは、冒頭陳述をただ聞いてしまったというふうになるリスクがあったんじゃないかと言われると、可能性はあるな

というのが私の印象で、もう少し裁判とか、どうやって事実を認定していくとか、そういったことに関する予備知識があったほうがいいんじゃないかなという印象があったということだけは覚えています。

司会者

朝9時半頃にお集まりいただいて、審理は10時からということが多いと思うんですけども、手続の性質とか意味とかいうのは、その30分を通じて、あるいは昼食時間とか1日の審理が終わった後、あるいは評議のときに折に触れてというような感じで裁判官が説明することが多いのかなという気もするんですが、ちょっとそのタイミングが遅く、かつ量が少なかったというような感じなのでしょうかね。

8番

そうですね。何となく話を聞いているうちに、向こうがこう言ってるけど、こっちはこう言っていて、どっちが正しいのという、そういうふうな考え方にはなっていくわけで、どっちが信じられるのというようなことを最終的にはみんな考えていたと思うんですけども、冒頭陳述にしてもそういうことを考えると聞いてない。こう言ってたよね、ああ言ってたよねと言って、じゃあどっちだと思う、というのは裁判官が後から聞いてくるというか。

私はどっちかというとその要件事実を考えて、それぞれが主要事実、間接事実がどういうものを主張していて、どうぶつかっているのかというのを自分の中で絵を描きながら聞いていて、私はそういう考え方で判断するものだと思っているんですけど、多分普通の人だとそういう考え方はしないのかなと思っていて、自分がそうじゃなかったと言えるかは分からないんですけど、何となくストーリーとしてこっちが正しいという感じになってしまうんじゃないかなと。そういう考え方とかに関して多分裁判所は示唆しちゃいけないのかもしれないんですけども。

司会者

冒頭陳述がこれから行われるときには、やはり裁判官としては、これから行われる冒頭陳述というのはこういう位置付けでこういう性質を持った手続なんですよというのは説明すべきだと思います。もうちょっとそのところを、裁判官が質問も受けながら十分にやる必要があるかもしれませんね。

8 番

さっきどなたかがビデオでと言っていましたけど、そのぐらいの余裕があったほうがいいんじゃないかなと思います。

司会者

それでは、次に論告も含めて、冒頭陳述、論告、弁論について伺っていきたいと思うんですけれども。評議で冒頭陳述と論告、弁論をどのようにお使いになっていたのかというのを伺わせていただければと思うんですが、例えば、もう評議のときには冒頭陳述の紙は余り使わないで、専ら論告と弁論の紙を使って評議をしたんだとか、もう冒頭陳述の紙も論告、弁論の紙も使わないで、裁判官が例えばホワイトボードに書いたりするのを見てやったりとか、いろいろあるかと思うんですけれども、評議のときに冒頭陳述とか論告、弁論の紙ですかね、そういったものをどのように活用されていたのかを伺えればと思います。いかがですか。

8 番

私自身はすごいメモ魔で、メモパッドを与えられていたと思うんですけど、冒頭陳述から論告まで多分2冊分ぐらいメモをしていて、それを中心に見ていったと。冒頭陳述も検察官がつくったのは1枚ぺらで、弁護人が書いたのも1枚ぺらで、そんなに特に争点というのも、同意があったかとか暴行があったかとか分かりやすいことしか書いてなくて、実際その論点となるのはもっと具体的な事実だったので、具体的事実についてきれいに整理されたものというのが特になかったので、弁論のほうがどっちかというところという形の構成になっているんですけど、ちょっと量が多いというか、20枚とかあつ

たんですけれども。

司会者

弁護人の弁論はパワーポイントだったと思いますが、36枚。多過ぎるということはなかったですか。

8番

そうですね。多過ぎるんですが、それを何か1枚ぐらいのもので、例えば暴行というのを認めている事実というのはどんな事実があって、でもこっちはこういう事実があったと言って、こっちはこういう事実がないと言っていて、この暴行があったという事実についてこういう証拠を出していか、そういうのをぱっと一覧で出せるものがあつたら、もっと簡単に思い出せたかなというのが印象で、今回の私の事件は単純だったので、全体としてみんなが混乱したという印象もなかったですし、私の中でもそういうのはなかったんですけれど、やっぱりそういうものがあつたほうが分かりやすかつたかなというのが印象です。

司会者

7番さんは評議のときに論告、弁論とか冒頭陳述を利用されたのでしょうか。

7番

この資料なしにはできませんでした。それで、私の場合には、裁判長及び裁判官が、もちろん法曹界のプロという立場とともに、私たち裁判員の目線でいろいろと評議を進めてくれました。それですので、非常に分かりやすく進行しまして。裁判官3人、そして裁判員が6人と、そういう中において、やはり裁判員の目線で評議を進行してくれる、そういうことというのは非常に助かりましたですね。

司会者

弁護人の弁論はA3の1枚紙で字がびっしりと書き込まれた詳細なものな

のですが、ちょっと情報が多過ぎるとかそういったことはございましたか。

7 番

そうですね。私は年をとっているせいか保守的なのもかもしれないですが、必要なものだから用意したはずだという考えになってしまいますと疑問を抱かないんですね。それがいいかどうかは分かりません。ただ、必要だからあることだと。必要ないものは用意しないはずだと。だからそれを補足してくれるのが裁判長であり裁判官であり、非常に裁判員の目線でやっていただいたと。

司会者

6 番さんはいかがですか。評議のときの冒頭陳述、論告、弁論について。

6 番

やはり、検察官が用意した最初の冒頭陳述の要旨それから論告の場合の要旨、この資料は非常に役に立ったし、これをもとにいろいろ評議をできたと思うんですね。一方、弁護人側のいろんな資料を見ると、やはり文章で書いたものがほとんどなんですね。それでももちろん人物関係図は弁護人がつくったもので、非常に役に立ってよかったんですけども、それ以外のものは、やはりどうしても検察側が出した論告の要旨、それから冒頭陳述の要旨、そちらのほうを辿りながらいろいろやるものですから、何となく、弁護人が出したほうのいろんな書類は、ちょっと残ったものとしては弱かったなという、そんな感じは率直なところ受けました。

司会者

今6番さんがおっしゃった弁護人の弁論というのは、パワーポイント画面が5枚なんですけれども、各ページとも文字というか文章がずらっと箇条書きのような形で書いてあるもので、これだけだとやっぱりちょっと分かりにくいという意味ですか。

6 番

分かりにくいというか、もう少し詳しく彼らの主張を述べたほうが良いような感じはしましたね。検察側の資料に比べて、少し弁護側のほうが弱いような感じが、そういうふうに受けました。

司会者

ありがとうございました。5番さん、随分前の事件で恐縮なんですけど、評議はどんな感じでしたか。

5番

評議のときは、検察官の論告の紙と、弁護士さんのほうも表みたいなのを弁論のときには作って出していたでいて、それを両方見つつ、それと今までの自分でとったメモであったりとかを全部を照らし合わせながら評議したような記憶があります。

司会者

今おっしゃった検察官の論告、A3紙ですね。

5番

はい。

司会者

それから弁護人、被告人が2名いますので弁護人も2種類のものを出しているわけですが、いずれもA3ですね。最初の弁護人のほうは文字が箇条書きで書いてあるような感じで、もう一方の弁護人のほうはちょっとスタイルとしては検察官に似ているような感じで。

5番

はい。ちょっと似せてきた感じ。

司会者

というふうにおっしゃったんですかね。

5番

はい。

司会者

それで、その事件というのは、先ほども結構複雑な事件だったとおっしゃっていましたが、論告とか弁論とかがもう少しこういうふうになればより分かりやすかった、より評議がしやすかったというところはございますか。

5番

論告と弁論の内容がこうだったらこうだったのというのは特に思い当たりません。

司会者

4番さんはいかがですか。

4番

先ほど1番さんがおっしゃったように、うちのチームは結構皆さんがメモ魔だったので、それぞれ自分のメモを振り返りながら発言をする方が多くて、どちらかという裁判官の方がこちらの冒頭陳述だったりとかを振り返りながらポイントを整理していくというスタイルでした。そういう意味ではとても役に立ったと思います。

司会者

3番さんはいかがですか。

3番

私たちのケースでも、検察側、弁護側の冒頭陳述もそうですけども、論告なんかはかなり見やすく整理された記載の仕方をしていたので、大変参考になりました。私たちの裁判の場合には、被告が幫助罪に問われる方と一緒に被害者と待ち合わせした公園にタクシーで行ったわけなんですけども、そこで、殺してやるというふうに、まあお酒が入っていたんでしょうけども、決意表明のようなことをいろいろ言われているのがみんなビデオに撮られてしまっていたので、かなり判断する上で大きな役割を占めたと思います。

やはり裁判というのは証拠次第だなというふうにそのとき痛感いたしましたし

た。弁護側の方も一生懸命になっていろいろと被告たちに対して弁護されていたけれども、やっぱりそういうふうなビデオで実際に被告がはっきりと自分の口からこれから何々をしてやるというふうなことを言っているものを見せつけられると、弁護されている方もかなり厳しいだろうなという思いがしました。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

2番

このあたりは特にはないです。分かりやすかったですし、利用させていただきました。

司会者

1番さんはいかがですか。

1番

この論告と弁論の資料についてということですが、実はあまり記憶がなく、記憶があるのは最後の懲役何年というところが、それぞれ検察の方と弁護の方が主張している年数と、執行猶予をつけるとかつけないとか、こういうところです。資料としては、最初の冒頭陳述も最後のほうの資料もそれぞれ見やすいことは見やすいんですが、最後のほうのはあまり実は見てないなというふうな記憶です。

司会者

そうすると、評議で御意見を述べられたりするときには、基本的に検察官と弁護人のそれぞれの冒頭陳述なんかで確認しながら、証拠を思い出しながら御議論されたという感じですか。

1番

そうですね。やはりみんなメモをとっていたので、メモを見ながらそれぞれの意見を言って、あとはホワイトボードを使ってみんなで討論したりとか。

司会者

論告，弁論のほうを余り使った印象がないというのは，何か理由があるんですか。

1 番

説明されたことで大体頭が整理できているというか。余り複雑な事件ではなかったのです。

司会者

逆に，論告，弁論の紙に頼ることなく，論告のプレゼンというか弁論のプレゼンというかが頭に入っていてということですか。

1 番

ええ。

司会者

ありがとうございました。

では次に，証拠調べの分かりやすさということで，検察官が請求した証拠書類の取調べ，具体的に言いますと，皆さんモニター画面をご覧になられて，検察官が証拠はこうなっていますよと読み上げるというか簡潔に説明するというような手続が行われたと思うんですけれども，その検察官の冒頭陳述の後の最初の証拠調べを思い出していただいて，情報が多過ぎたとか少な過ぎたとか，それから冒頭陳述で，さっき言ったこととこの証拠が関係するんだなというような関連性が明らかになったかどうかとか，そういったあたりについては皆様いかがでしょうか。

ちょっと情報過多だったなというふうにお感じになられた方はおられますかね。余り多過ぎたという感じはないんですかね。そうしましたら，何か情報量が少ないぞ，というふうにお感じになられた方というのは結構おられるんですね。では，4番さんから伺わせていただいてもいいですか。

4 番

シンプルに、もうちょっと証拠がないと判断に苦しむかなというふうに思いました。

司会者

それは、検察官の冒頭陳述で出てきた内容が十分出てきてないということなんですか。

4 番

はい。まず物的な証拠が少ないということと、あと冒頭陳述の話に出てきた登場人物が結構次から次に亡くなっている。ですので、言っていたという話はあっても、その本人がその場で話してくれるわけではないので、それを信じていいのかどうかというところも含めて、生存している方から話を聞ければ自分の判断でできるところが欠けていたかなと思います。

司会者

普通は犯行の日時とか場所とか、けがをされている場合にはけがの状況とか、そういう争いのない事件の外形的な部分を最初のモニターのところの取調べでやって、争点に関わるような本当に重要なところは証人尋問とか被告人質問で明らかにしていくということになるんだと思うんですけども、暴力団の事件なので肝心なことをしゃべってくれるはずの証人があまりしゃべってくれなかったのかというようなことですか。

4 番

しゃべってくれないというか、もう生存していない。

司会者

そうですか。出てきた証人もいるんですね。

4 番

はい。出てきた証人がやっぱり立場的にもそんなに核心にいない人だから。コアに当たる人はちょっといなかったりして、聞きたい話がちょっと足りなかったかなと思いました。

司会者

そうすると、最初のモニターを使っただけの証拠調べの取調べで足りないというよりは、全体的に何か証拠が足りなかったという印象なんですかね。

4 番

そうですね。争点は何を使って殺したかという殺し方の問題ではなくて、幫助したかどうかという目に見えない部分を判断しなくてはいけなかったもので、そういう意味では全体的にもうちょっと証拠があるほうが判断しやすかったなという気がします。

司会者

8 番さん、いかがですか。

8 番

私の事件は、物証のほうは、多分証拠が3つぐらいしか出てなかったんですね。あとは人証で。そもそも平成15年の事件だということで証拠がほとんどなくて。検察官は資料を、この裁判に必要なものは3つだけでいいでしょうと。あとは多分証人尋問で事実関係を理解してもらえばいいという発想で、多分それが訴訟戦略だったと思うんですけど。3つだけなので、あとは全部人の言ったことを聞いてどっちが合理的かどうかを判断しなければいけないので、そういう意味で本当にこっちで認定していいんだろうかと、そういう意味で大変だったという印象がありました。

それと、例えば、被告人は、ベランダに石を投げたところに出てきて、それで同意を得て家に入ったという主張をされていたんですけど、そのベランダが、道路に面したところにベランダがあるのか、狭い路地、家と家の隣にぎりぎりにベランダがあるのかというのがあって。石を投げるって、その狭い、普通の家だと50センチですよ。そんなところで投げてるのと、道路から道路に面しているベランダに投げているのとは印象が全然違うと思うんですけど、冒頭陳述では両方ともそのことを明らかにしていなくて。そうい

うところで大分印象が違うので、しかも考えれば分かることなので、明らかにしていったほうがいいんじゃないかと。

あと、写真とかもあったんですけど、この写真ここにこんな事実があるねというのを、もう少しお互いにちゃんと写真を見ていれば言えたし、訴訟の証拠調べにしても弁論の中で明らかになった事実も多かったんじゃないかなという印象がありました。

司会者

ありがとうございました。よく裁判員の方からは、指紋は出てないんですかとか、被告人のDNAはないんですかというふうに言われることはあるんですけども、意外と指紋とかDNAとかがない事件が多いんです。ですから裁判員の方としては、もっとこういう客観的な証拠、物的な証拠があるはずじゃないかと思われると思うんですけども、決してそういうのを検察官が握って出さないわけでもないんじゃないかなというような気もしておりますので。ただ、8番さんの事件の場合には、侵入したとされているベランダの手すりに被告人の指紋がついているというのと、被告人のDNA型と一致するDNAの体液が検出されているという証拠は出ているんですよ。

8番

はい。

司会者

争点の解決になるかどうかは別として、かなり物的証拠もある事件なのかなというふうには思ったんですけども。

8番

ただ、争っていたところがそういうところとは無関係だったので。だからどっちが正しいことを言っているのかというようにしか判断できませんでした。

司会者

それでは、時間の関係もありますので、証人尋問、被告人質問のほうに移らせていただきますが、被害者の証人尋問が行われたものを事件で言いますと、1番さんの事件、3番さんの事件、8番さんの事件がありますし、共犯者の証人尋問が行われたという事件ですと、2番さんと7番さんの事件があるかと思うんですけれども、そういった検察官側が請求している証人の尋問が分かりやすかったかどうか、分かりにくかったかどうか、分かりにくいとすればどういうところが問題だったのかみたいな点について御意見、御指摘ありますでしょうか。いかがですか。

7番

時間が経つにつれていろんな経緯というものを、それを現実的に処理することができるようになったので、私にとっては私なりに分かりやすかったと思います。いろんな資料もそれなりにありましたし、要するにこの犯罪の核心的なものと、そういうものがそれなりに自分なりに整理できましたし、私なりに十分な理解をさせていただいたと思っています。

司会者

検察官の主尋問はポイントを突いていたという印象なんでしょうか。

7番

そうですね。私はテレビなんかでしかそういうことを知らなかったですから。ただ、テレビとは違うなと思いました。もっと現実的だったと。誇張した部分とかそういう部分はなく、これが裁判だなと思いました。

司会者

検察官の尋問が終わった後、今度は弁護人が反対尋問というのをしたと思うんですけど、そちらのほうはいかがですか。

7番

ここは私が今日一番述べたいと思うところで、検察と弁護とが食い違う意見が当然ありますよね。私も普通の人間ですので、私の心が右左、右左へ行

っちゃうんですよ。弁護側話を聞いていると、うん、そのとおりだよなど。検察側話を聞いても、そのとおりだよなど。その辺が非常に自分自身、軸がなくなってしまったですね。これはもうしょうがないことだなと私は思っていますけど。その辺が、最後の論告に関しては、評議のときには自分自身しっかりと軸を持ちましたけれども、それまでは軸が何回も何回もぶれましたね。

司会者

証人尋問で分かりやすかった、分かりにくかった、あるいは尋問の意図が分かりにくかったとか、主尋問と反対尋問で同じこと聞いているぞとか、感想等がございましたら。

2番

今7番さんから話がありましたけど、冒頭からPR合戦だというところで中立性を持って話を聞かせていただいていた。被告人が話をするとき、検察側にすごい目力の強い人がいて、こいつうそついてるよなという目線を強烈に送ってくる人がいて、その人の言いたいことも分かるけれども、話としてはフラットに聞かないといけないなというところに集中するのが大変だったというか。それと、もう少し弁護側に頑張ってもらいたいと思うところはありました。

司会者

5番さん、どうぞ。

5番

私が担当したのが覚せい剤の製造だったので、製造するというのを試しにやってみた、その証拠の物にアセトンをかけて純度を増すというのを実際にやったという偉い先生が見えて。

司会者

専門家の証人尋問ですね。

5 番

はい。その専門家の方に検察側も弁護士側も話を聞いたんですけど、私たちからすると内容がさっぱり分からなくて。結局いつも戻ってから裁判官の方からかみ砕いて聞いて、ああなるほどと言ってまた戻るというのを繰り返しました。本当に分かりづらかったです。専門用語が飛び交うというほどではなかったんですけど、分かりづらかった。どれが一番分かりづらかったかといったら、その専門家の先生、大学の偉い先生が見えてやったのが難しかったです。

司会者

今専門用語はそれほどなかったというようなお話もあったんですが、専門用語は出なかったけれど、やっぱり覚せい剤製造とか精製のメカニズムとか化学反応とか、私もよく分からないんですけど、そういうのが難しいということですかね。

5 番

そうですね。一体何を聞きたくてこれを質問しているのかというのがさっぱり分からなかったというか。

司会者

それは検察官が聞くときにも、弁護士が聞くときにもでしたか。

5 番

はい。検察官も弁護士も同じようなことを聞いていたようなイメージで。一体何を聞き出したいかとこれを聞いているんだらうというようなのがありました。こちら側も何か難しいことを言うんじゃないだらうかというような構えもあったりして。

司会者

専門家という意味では、6番さんの事件では被告人が覚せい剤じゃなくて大麻樹脂だと思っていたというので、大麻樹脂のにおいを嗅いだかどうかと

いうのも問題になったんですかね。

6 番

はい、そうです。

司会者

その関係で、捜査官というんでしょうか、鑑定した人というんでしょうか、が大麻樹脂の関係で証言をされたと聞いていますが、そのあたりについてはどうですか。

6 番

そうですね。まず税関の方が、麻薬取締官というんですか、その人がかなり麻薬についての基礎知識というか、それをまず説明して、それから証拠調べのときは、実際の覚せい剤、それからMDMA、大麻、この3種類を並べて、それぞれ、ながめて、大麻の樹脂のにおいをみんな回して嗅いでどう違うかと。どうしてそんなことをしたかという、本人は大麻だと思って入れてきた、覚せい剤とかMDMAとは全然知らなかった、というところが一番の争点だったんですね。ですから果たして大麻がにおいがするのかどうかとか、どんなにおいがするか、それで分からなかったのかどうかとか、そういうようなことでしました。

ただし、被告人質問とか証人尋問のところの問題なんですけども、これは今5番さんが言ったように、本当に私自身もよく分からなかったですね。というのは、要するにテレビのいろんな法廷物をちょっと見過ぎかもしれないけれども、あれは非常にてきぱきやりますよね。あんな鮮やかなものじゃないですね。からめていろんな質問をする。ですから私がもうこれは分からない、どうしてこんな質問をするのか分からないというのはしょうがないと思ったんです。要するに、いろんなからめ手から質問するから、そういう意味でこういう質問しているんだなど、自分でそういうふうに理解するしかなかったんですけど。そういう意味で、5番さんがおっしゃるように最後の尋問

のときのやりとりというのは、何か禅問答みたいなところもあったし、非常に分かりにくかったなという感じがしました。

4 番

取調べのところで、私は逆によかったなと思っていることが一つありまして、何かというと、検察の方と弁護人の取調べというのはそのまま想像の域を出なかったんですけど、きちんと裁判員が話をして、私の場合は裁判官が代表して聞いてくださったんですけど、裁判官が被告にちゃんと質問をする時間をしっかり設けてくれたのは、みんなのもやもやがなくなるという意味ではとてもよかったです。結果的には検察の方よりも鋭い質問を裁判官の方がされたりしていて、それが後でいろんな判断をするのに役立ったので、その時間をいただけたのはよかったと思っています。

1 番

何の件だったかは分からなかったんですけども、検察の方が質問をする上から弁護士の方が、それは資料に書いてないだとか、多分事前に聞いてないことだから訂正して言い直してくださいみたいなことが何度かあって、これって何ですかという感じはありました。

司会者

検察官が証人尋問をやっているときに弁護人が異議があると、質問の仕方を変えてくださいと、こんな感じの手続があったということでしょうか。

1 番

そうですね。質問を変えるというか、何か。

司会者

検察官が尋問しているときに弁護人が異議を申し出たというような感じなんですか。

1 番

はい。そういったことが何度かあって途中で寸断されるようなことが何度

かあって、それがちょっと意味が分からなくて、後で休憩のときに、裁判官の方や裁判長が説明してくれるんですけども、でも何かよく分からないと。それが一番分からないと言えば分からないなという感じです。

司会者

証人尋問を聞いている側からすると、そのように異議が出ると思考が中断する反面、例えば尋問の仕方が悪かったりして、その証人から正しい記憶とか証言が引き出せないということになると、それはそれで問題なので、弁護人が異議を言って、検察官の意見も聞いた上で、裁判官3人で合議して裁定すると、そういう手続は必要ではあるんですけどね。ちょっと証言が中断して分かりにくくなってしまうということはあるかもしれませんね。

私の司会進行の不手際で、最後の裁判官の説明が分かりやすかったかどうかという点につきましては独立したテーマとしてお伺いする時間はなくなりましたが、別のテーマのときに裁判官の説明という話も幾つか出たところではございます。

それでは、最後に、裁判員経験者の方々、裁判員裁判を経験されて感想でも御意見、御指摘でも結構ですので、どうぞ。3番さん。

3番

2009年に殺害された千葉大女子大生の両親は、裁判員裁判の死刑判決を破棄して被告を無期懲役とした東京高裁の判決に対して、父親は、裁判員が何日もかかって決めたことを無視するかのよう覆すのは納得いかないと語り、犯罪被害者支援弁護士フォーラムの一人は、裁判官だけで蓄積された死刑を重視することは、裁判員で反映しようとした民意を無視するものだと述べています。

私は法律の専門家ではありませんけれども、同じ殺人でも殺すつもりはなかったけれども、事の成り行きでついついエスカレートして結果相手を死なせてしまった場合と、最初から殺意を持って残忍な手段で命を奪ったケース

とでは判断を当然変えなければならないと考えます。法律の専門家であるがゆえに法律に縛られた判断になってしまう裁判官よりも、さまざまな職業、さまざまな生活を通し、社会の矛盾や人の痛みをはるかに多く知り得る複数の一般市民、すなわち裁判員たちのほうがそのあたりの違いをより敏感に感じ取り、より適切な判断を下せると考えます。

千葉大生の事件では、当然裁判員たちは千葉地裁の裁判長から、殺害された被害者が一人であることを考えて量刑を審理するように言われていたと思います。それでも彼らは死刑を選択したのです。殺害された被害者が一人で計画性も認められず、死刑選択は誤りと言い切った高裁の裁判官は、何のために裁判員制度を採用し、一般市民の感覚を裁判に反映させようとしているのか、裁判員と接する地裁の裁判官と高裁以上の裁判官とでは裁判員に対する認識が違うのではないかとも思えてきます。その辺のところを今日裁判官の方からもお聞きしたいと思ったんですけども。

私は歯科医師をやっております。まだ記憶に新しいと思いますけれども、山口県光市の母子殺人事件で逆転の死刑判決が出たときに、私は患者さんとよく雑談するので、ある60代ぐらいの女性の患者さんとその話題が出ました。その方はいつも控えめで、めったに表情に出す方ではなかったんですけども、その話になったときに突然涙を流して、当然の結果だというふうに私に対して言ってきました。その後何人かの患者さんにも意見を聞きましたけれども、全ての方が当然の判決だというふうに私に対して言いました。そうすると、一審で判断を下した裁判官と、私の医院でたまたま私が聞いただけの人たちかもしれませんけども、10名近くの方に聞きましたけども、全く判断が違うわけなんですね。私はやっぱりその辺のところが裁判員制度を取り入れた理由ではないかと思えます。

もしよろしければ御意見を聞かせていただきたいんですけども。

司会者

具体的な事件について申し上げることはできませんけれども、そういった死刑とか無期懲役刑というピンポイントで量刑を決めなければいけないという事件の場合には、裁判員のさまざまな社会経験、人生経験を生かした御意見と、それから同じような事件はやはり同じような刑になるべきだという公平の考え方があります。あっちの裁判所だと同じような事件なのにこんな重い刑になって、あっちの裁判所へ行くと同じような事件なのにこんな軽い刑になってアンバランスになるということだとまずいというようなことにもなるんだと思うんですけれども、そういう最も重いピンポイントで決めないといけないというような事件の場合には、公平の考え方というのがより強く出やすいということがあるのかもしれないですね。

ですから、裁判員裁判に対して否定的かどうかということではなくて、公平性の考え方をより強く考えたかどうかというようなことがあるのかもしれないですね。その辺は難しい問題なので、裁判所としてもこれからそういった重い事件の量刑をどういうふうに考えていくかというのは、裁判所の内部で地裁でも高裁でも今までも検討してきましたし、今後も議論、意見交換して考えていきたいと思っておりますけれども。ちょっと質問の趣旨に対して正面からお答えしてないかもしれませんが、私はそんなような感想を持っております。

2 番

3 番さんがおっしゃるように市民感覚を入れていくというところでは、私は非常に有効な機会だと思っております。この制度が賛成とか反対とか、そういったことは特にありません。市民というか、僕は物書きで人前で話すという機会が多いので、話というのを公平性、公正性で理解するとか、法廷で裁判員の席に座るというところには特に抵抗を感じていなかったんですけれども、それでもやはり重圧を感じますし、今回は白黒つけるという事案ではなかったんですけれども、それが普通の人对白か黒かという判断をするとき

に、精神的なダメージというものがあるのではないかなと、そういったところでもう少し考えていけないといけない部分というのがあると思っています。

開かれた裁判ということで考えると、今回法廷内で写真を撮らせていただくということをしたんですけれども、これは僕自身はいいことだなと思うんですね。裁判員裁判を経験した人が写真を撮って。法廷で審理しているところじゃないですよ。自分自身が参加してどうしていくのかという情報発信というのは、有用ではないかなと思っています。ただ、その撮った写真というものは外に出せないし、人に見せてはいけないという類いだったので、じゃあ何で撮らせてもらえたんだらうかというところも疑問に思うところもあります。そこは裁判所がもう少し柔軟になってもいいのかな、そんなことを思います。

司会者

それは、判決宣告の前後、関係者や傍聴人がいないところで法廷内で写真を撮ったということをございましょうか。

2番

はい。

司会者

広報の問題としても法廷内で写真撮影できないかというようなところはよく問題になっておまして、裁判所の中でも議論しているところですので、今後もその点については考えていけたらなと思いますけれども。御指摘どうもありがとうございました。

8番さん、どうぞ。

8番

私が今まで法律の仕事をしてきた中で、刑事事件を傍聴するという機会は何回もあって、まず検察官が高圧的で、しゃべるスピードが早い、傍聴していてもほとんどメモがとれないという、そういう裁判を私はずっと経験して

きた中で、今回初めて裁判員裁判というのを経験させていただいて、大分改善された。こんなに分かりやすくしゃべれて、こんなに分かりやすくなるのかというのが印象で、それはそれでいいんじゃないかと思っていて、その表示の仕方はまだまだ改善の余地があったり、しゃべり方に関しても余地があるんだと思うんですけれども、そういう意味ではすごく刑事事件が変わったなという印象を受けました。

また、先ほど片一方の意見を聞くと片一方に流れ、片一方の意見を聞くと片一方に流れるということをおっしゃっていたんですけれども、私も刑事事件を傍聴していて、検察官すごいなと思っても、逆に弁護士側が主張すると弁護人の考えもそうかもしれないと思って、自分の仕事をしていても、民事事件でも弁護士がこう言うところの方が勝つなと思うんですけど、相手側が反論すると相手側が勝つんじゃないかと思ってしまうんですね。そういう難しい事実認定というのを、本当に一般市民が、国民ができるのかというのが一番の心配で、実際自分がやってみてどうなるんだろうと思ったんですが、私の事件だけで言うと、意外に普通の人でもちゃんと議論できて、意外に事実認定もしっかりできるんだなというのが印象でした。

ただ、1点だけ問題があると私が思っているのは、量刑。これは私の事件も、私の事件は平成15年の強姦致傷と、あとその後の逮捕される契機になったひったくり、窃盗の事件があったんですね。窃盗の事件は確定していて、その後強姦致傷の事件が問題になって、裁判員裁判にされたんですけれども。どういう刑にするかというので、一応これまでの裁判ではどういう判決がなされたかというサンプルはを見せていただいたんですけれども、その詳細な事実関係はよく分からない。ただ、こういう事件だとこういう判決が出ているよという箇条書きのものをらせていただいただけで、じゃあ今のこの事件について判断しようと言われても、はっきり言って材料がないんですよ。だから印象として強姦をして一人だけだったら多分このぐらいみたいな、そう

いうのだけで判断をしなきゃいけない。

更に、強姦致傷だけじゃなくて、確定判決によって窃盗罪もプラスすると、日本の裁判所は、同時に裁判がされると、何というんですかね、1足す1が2にならないで1.5になるという判決をするところを、別々の事件にすると1足す1が2になってしまうのはおかしいということが私の事件の中であって、そういうのも法律関係の人であれば分かりますけれども、一般市民にその判断基準、どうやって判断していくか、これは本当に難しいなというのが印象でした。

司会者

御指摘ありがとうございます。

4番

さきほどの裁判に対する考え方というところで、私たちのグループが裁判官の方から言われた言葉に私はとても納得したんですけども、自分が被害者であっても裁かれる側でも納得できるラインを探してくださいというふうに言われました。誰もが100%納得できる結果というのはやっぱり難しいので、その立場から判決に導けるようにという指針をいただきまして、それを私はすごくリーズナブルだなというふうに感じて参加できたのを覚えています。

あと、先ほどのお話の中で、裁判員制度に対して高裁が否定的じゃないかという話があったのですが、私はむしろ報道関係の方が否定的な方が多いんじゃないかなというふうに感じるがありました。例えば、私たちのチームは補充も入れて8人が8人とも裁判員制度に参加してよかったというふうに最終的に言っていたんですが、最後に報道の関係の質疑応答があったときに一人の女の子が、暴力団裁判だったので法廷にいる人が怖かった、でもよかったですという発言をしていたんですが、実際に記事になっているのは暴力団関係だったので怖かったというところだけ拾われていて、それは事実

事実なんですけれども、その一文がミスリードすることはやっぱりあるかなというふうに思ったので、一人の方なのかもしれないんですけれども、ちょっとそんな印象を持ちました。

司会者

どうもありがとうございます。

3番

先ほど8番の方が量刑でかなり苦勞されたというふうにおっしゃいましたけれども、私も全く同じです。私の事件の場合には殺人未遂であり、相手に対してかなり傷を負わせたんですが、最後量刑を決めるときに、今までに同じような傷害事件でどのような判決が出たかというふうな例を裁判所のほうから幾つも出していただいたわけです。それぞれの事件のあらまし、それから判決何年というのが出ているんですけども、ただ、かなりその数字に開きがあるんですね。ですから私は、これから裁判員制度をやっていく上で、素人である私たち裁判員ができるだけ間違いのないような刑期を下すためには、その資料の中に、どういう理由で懲役何年にしたかとかそういったことも一言つけ加えていただければ、より正確な判断が下せるんじゃないかなと思いました。以上です。

司会者

御指摘の点、重要だと思いますので、今後も裁判官としては量刑評議をどうやって進めていくかということについては議論して、よりよいものになるように努力したいと思います。

御参列の検察官の方、弁護士の方、メディアの方で、裁判員経験者の方にお聞きしたいという点がありましたら、いかがでございましょうか。

甲社A記者

裁判員の方の精神的負担という問題については、今かなり関心の高い問題だと思っていて、この点について1問質問させていただきたいと思います。

皆さんが今回裁判員になられて審理に参加された中で、精神的に負担を感じられることがあったのか。あったとすればどういう点だったのか、その点に関してこういうケアがあったらいいなという、もし何か御提案のようなものがおありでしたら、どなたか御意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

司会者

どなたかいかがですか。では、1番さん、どうぞ。

1番

私もやっぱり裁判員はとても嫌だなと思って、参加すること自体もためらっていたんですけれども、ただ、国民の義務ということですし、罰金もついているし、もし呼ばれたら行かざるを得ないなという状況で当たって参加しているんですけれども、結果としては参加してよかったと思っています。

ただ、私みたいにここまで辿り着ける人がどれだけいるかということを見ると、名簿に載りましたという時点で結構、多分心理的にもストレスみたいな方ももしかしたらいるだろうし、また地裁から何か通知が来ましたというところでどきっとした、という方も実はたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。女性、男性問わずではないかと思うんですけれども。そこがどうにか改善できるかというか、義務と言われると本当に何か縛られているような気がするので、ちょっとできませんみたいな、ちょっと遠慮させていただきたいみたいなことができるような対策というか、拒否権と言うと強いかもしれないですけれども、参加したくはないということも取り上げていただけるようになるといいなと思ったのが感想です。

司会者

裁判員、あるいは補充裁判員になることによって、強い精神的な苦痛を味わって、日常生活に支障を来すというような体質とか性格とかはいろいろおありだと思うので、そういったような場合には辞退を認めることができると

というような法律の制度にもなっているんですね。ですから、裁判員候補者になってそういうことを考えると、もう胸がドキドキしちゃってちょっと病院に行ったりというような症状が出ているという場合には、そういった御事情を質問票が来たときにお書きいただけたらと思いますけれども。

1 番

多分そのところがあんまり伝わってないのかなという気がしまして。

司会者

ちょっと嫌だなというだけだと、なかなかちょっとということなんですけれども、そのレベルが非常に精神的に苦しくてということになれば、そういった御無理、御負担をおかけしてまで裁判員になっていただくという制度ではないと理解しています。

1 番

出席率がすごく少ないなと思ったんです。呼出状は、多分五、六十人はいらるだろうなという番号だったんですが。

司会者

最終的に6人の裁判員と補充裁判員の方が2人という場合が多いと思うのですが、やはりお忙しいとか家庭の御事情があるとか体調が悪いという方はおられるかなと思ひまして、多めに呼出状を出させていただいています。質問票で、こういう事情があるので駄目なんですという御回答があって、それに基づいて、この方は辞退を認めないといけないよねという形で事前に辞退等を認めているという事情があります。ですから結構大きな番号があっても、出席されている人数が少ないというのは、そういうご事情のある方はもう辞退が認められているので出席していないという状況もあるのかなと思います。

甲社A記者

どうもありがとうございました。

司会者

ほかに，検察官，弁護士の方，それからメディアの方，よろしゅうございますか。

それでは，本日は裁判員経験者の皆様，お忙しいところどうもありがとうございます。今後とも裁判員制度につきまして御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上